

一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書変更届について (建設企業、測量・建設コンサルタント等企業用)

一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書提出後、次の事項について変更があったときは、「変更届出書」に変更事項を記載し、関係書類を添付の上、**直ちに**提出してください。

※電子入札で使用するICカードに登録している情報(「代表者又は年間受任者」、「会社名」、「本社所在地」等)に変更があった場合は、**新規にICカードを取得してください。変更前の情報が登録されているICカードを使用すると不正使用に該当し、入札は無効になります。**

※本案内は、徳島県に提出する変更届の要領です。変更届に関しては共同受付を実施していませんので、複数の自治体で入札参加資格を有している場合は、各市町村窓口にお問い合わせの上、定められた必要書類を揃えて各市町村窓口提出してください。

1 提出先

- (1) 県外建設、県外・県内コンサル(郵送可)
→ 〒770-8570 徳島市万代町1-1
徳島県 県土整備部 建設管理課 審査担当
電話 088-621-2519(直通)
FAX 088-621-2864
- (2) 県内建設 → 所轄の東部県土整備局又は総合県民局県土整備部

2 提出部数

- (1) 県外建設、県外・県内コンサル: 1部
- (2) 県内建設: 正副 計2部

3 注意事項

- (1) 変更届出書の様式は、当ホームページ上からダウンロードできます(国土交通省(地方整備局)に提出しているものでも可)。
- (2) 委任状の様式は任意です。
- (3) 県外企業で郵送により提出する場合は、担当者名と連絡先を記入してください。
- (4) 会社の控え等に受付印が必要な場合は、各自でコピー等を準備の上、同時に提出してください。またその際、郵送により送付する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- (5) 名簿登載後の建設企業の新たな総合評定通知書(経審結果)の送付は不要です。
- (6) その他不明な点があれば、建設管理課審査担当までお問い合わせください。

4 主な変更事項に係る必要書類

各企業共通

- (1) 組織変更した場合
 - ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る、コピー可)
 - ・委任状(年間委任している場合)
※なお、会社合併、分割、事業譲渡等、会社再編による変更の場合は、再申請が必要な場合もありますので、事前に建設管理課審査担当にお問い合わせください。
- (2) 主たる営業所の所在地、商号又は名称を変更した場合
 - ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る、コピー可)
 - ・委任状(年間委任している場合)
※所在地の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに変更があった場合は、変更届出書に変更内容を合わせて記載してください。
- (3) 代表者の氏名又は役職名を変更した場合
 - ・登記事項証明書(氏名変更の場合。履歴事項全部証明書に限る、コピー可。)
 - ・委任状(年間委任している場合)
※役職名の変更の場合は、変更届出書に変更内容を記載してください。

(4) 年間受任をしている営業所の所在地、名称又は受任者（役職名を含む）を変更した又は新たに受任者を設定する場合

・委任状

※所在地の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに変更があった場合は、変更届出書に変更内容を合わせて記載してください。

(さらに建設企業の場合)

・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの

・総合評定値通知書（経審結果）の写し（建設工事の種類を追加する場合のみ）

※建設工事で年間受任者を置く場合、希望する建設工事の種類は、年間受任者が有する許可業種の範囲内になります。

(5) 年間受任者を廃止した場合

※変更届出書に廃止した旨を記載して提出してください。

(6) 電話番号、ファックス番号、メールアドレスを変更した場合（主たる営業所又は年間受任者）

※変更届出書にその旨を記載して提出してください。

(7) 入札参加資格の取り下げ

※変更届出書の変更内容の欄に「入札参加資格の取り下げ」等、取り下げる旨が明確にわかるように記載の上、提出してください。

※廃業による場合は廃業届の写しを添付してください。

建設企業のみ

(8) 建設工事の種類に変更があった場合（主たる営業所又は年間受任者）

(追加する場合) （県内業者は年度途中の追加は不可）

・建設業許可証の写し

・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの

・総合評定値通知書（経審結果）の写し

(削除する場合) ※変更届出書にその旨を記載して提出してください。

(9) 建設業の許可区分に変更（例：一般→特定）があった場合（主たる営業所又は年間受任者）

・建設業許可証の写し

・建設業法に定める許可申請書又は変更届出書の写し（別紙営業所一覧表を含む）で行政機関の受付印があるもの

測量・建設コンサル企業のみ

(10) 希望業務内容に変更があった場合

(削除又は◎→○の変更)

※変更届出書にその旨を記載して提出してください。

(追加又は○→◎の変更)

・登録通知等、証明できる書類（登録業務である場合）

※希望業務の追加のみの変更の場合は変更届出書にその旨を記載して提出してください。

(11) 技術職員に変更があった場合（有資格区分の変更、技術者の追加・削除）＜県内企業に限る＞

(有資格区分の変更)

※合格証書の写しと技術職員名簿（県様式第4号）

(技術者の追加)

※合格証書の写し、社会保険の被保険者資格取得確認・標準報酬決定通知書の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書（又は雇用保険被保険者証）の写し

県内企業で（10）及び（11）に変更がある場合は、建設管理課への提出書類の写しを主たる営業所が所在する庁舎の工務担当次長に提出してください。